平成27年度財政援助団体監査の結果に基づいた改善措置等の状況について

の通知を平成29年3月27日に受けましたので、次のとおりその内容をお知らせします。 佐渡市監査委員は、平成27年度に実施した財政援助団体監査の結果を受けて、市長から改善措置等を講じた旨

佐渡市監査委員 佐渡市監査委員 渡部 直樹 文彦

業補助金(商工会運営事業補【平成26年度佐渡市産業振興事

会・小木町商工会)に対する 会・相川町商工会・畑野商工 財政援助団体(両津商工

- (1)て、 られたい。 額に影響するような内容ではなか ては十分注意し正確な記載に務め 不備が見受けられた。補助金交付 実績報告書の収支決算書におい たが、関係書類の作成にあたっ 数値の不一致や記載漏れ等の
- 団体があった。 にない駐車場料金を支給している 職員の旅費について、旅費規程

必要性が認められる経費であれ 旅費規程に定めた上で支給さ

改善措置等の状況

- (1)もに、関係書類の作成にあたって めるよう指導した。 は十分に注意し、正確な記載に努 備について直ちに是正させるとと 会に照会し、是正したことを確認 数値の不一致や記載漏れ等の不 (各該当商工
- 成9年4月1日施行 費として支給するよう市内全商工 会職員服務規程」の改正について 会で同規程の改正を行った。 指導を受け、駐車場料金を旅行雑 新潟県商工会連合会から「商工 平

2 産業振興課に対する指摘事項

(1)た。 業を運用基準で補助対象としてい た事項について統一的な運用を図 補助金交付要綱に規定のない事 運用基準は、要綱に規定され

> 助対象の要件とは別の要件を運用 ない。要綱において一括して明確 定めるものである。 に規定すべきである。 基準で定めることは適正とはいえ るため、その具体的な取り扱 要綱にある補 いを

(2)経費を事業名で規定し、 からない状況となっている。 ているため、支出実態については に係る経費の全てを補助対象とし 補助金交付要綱では、 一枚の伝票を確認しないとわ その事業 補助対象

が確認された。 をせず、提出された決算書のみの 金を交付するなど、 た研修旅行を補助対象として補助 懇親会等の飲食費や、 確認としていたため、酒類を含んだ 補助対象経費の支出実態の確認 不適切な処理 酒類を伴っ

伝票を確認するか支出項目 確認するためには、 補助対象経費としての妥当性を それらの支出

> 経費と対象外経費を明確に分ける じた項目単位で規定し、 べきである。 ついては、 提出させるべきである。 また、要綱上の補助対象経費に 佐渡市の支出項目に準 補助対象

改善措置等の状況

- (1)要綱において補助事業を一括して 月1日から施行済み。 規定する改正を行い、 補助対象経費については、市 佐渡市産業振興事業補助金交付 平成28年4
- て明確化を図っている。 成し盛り込んだ。なお、 ることとし、実施要領を新たに作 支出項目に準じて節単位で規定す は適用範囲について具体例を挙げ 同要領に

いる。 等の社会通念上不適切と思われる 度決算(実績報告)から、 商工会に周知した上で、平成27年 び意見については、書面により各 ら抽出により実施している。ま 抑止につながるよう平成28年度か ェックする方法で、不適切処理の 経費は補助対象外として処理して 資料の提出を求め、その内容をチ 確認については、支払元帳等会計 補助対象経費としての妥当性の 今回の監査に係る指摘事項及 飲食費